

産前産後保険料免除について

令和6年1月から出産被保険者の産前産後の保険料が免除されることになりました！！

【保険料の免除を受けられる対象月】

■単胎妊娠(出産)の場合

出産予定日(出産日)が属する月の前月から出産予定日(出産日)の属する翌々月の**4ヶ月分**

	前月	出産月	翌月	翌々月
例 保険料月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月

■多胎妊娠(出産)の場合

出産予定日(出産日)が属する月の3ヶ月前から出産予定日(出産日)の属する翌々月の**6ヶ月分**

例	3ヶ月前	前々月	前月	出産月	翌月	翌々月
保険料月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月



出産予定月と実際の出産月の相違による免除月変更を防止するため出産後に申請をお願いいたします。

諸事情により出産前に届出する場合は、後日、事務局へ出産日の連絡をお願いいたします。

例：5月3日に出産。5月25日に届出書提出

	前月	出産月	翌月	翌々月
保険料月	4月分	5月分	6月分	7月分
納入月	5月	6月	7月	8月
免除方法	返金	免除	免除	免除
	一旦徴収後に返金	徴収なし	徴収なし	徴収なし

※当組合の保険料は翌月納付です。

※届出が遅れて出産月中に提出がなくても、免除月の保険料は返金いたします。

免除月が確定しましたら、届出書内の組合記載欄に免除月・免除額等を記載し、控えとして写しを申請者へ送付します。(第2種・第3種組合員は事業主へ送付)

